

第 1 7 期小田原市建築審査会委員委嘱式

平成 2 9 年度第 1 回小田原市建築審査会 議事録

1 日 時 平成 2 9 年 6 月 2 3 日 (金) 午後 2 時から

2 場 所 小田原市役所 4 階 議会第 3 委員会室

3 出席者

(建築審査会委員 4 人)

会 長	加 藤 仁 美	(都市計画)
委 員	川 口 和 英	(建 築)
委 員	黒 川 光 訓	(行 政)
委 員	八ッ橋 良 三	(公衆衛生)

副市長	時田 光章
-----	-------

(事務局 4 人)

都市部副部長	石塚 省二
都市政策課長	鈴木 裕一
都市政策課都市政策係長	田中 孝佳
都市政策課都市政策係主査	神田 明香

(特定行政庁 6 人)

都市部副部長	片野 誠広
建築指導課長	戸倉 篤
建築指導課副課長	松井 和重
建築指導課指導係長	釦持 学
建築指導課建築道路相談係長	簗島 雅美
建築指導課建築道路相談係主任	倉橋 慶光

4 傍聴人 なし

議 事 録

(会場入り口に「公開」の掲示)

(第17期小田原市建築審査会委員委嘱式 委嘱状交付)

都市政策課長 ただいまより、平成29年度第1回小田原市建築審査会を開催する。本日の出席委員数は4名である。小田原市建築審査会条例第5条第2項の規定による委員定数の2分の1以上の出席があるので、本日の審査会は成立することを報告する。

 本日は、議題(1)(4)については公開とし、議題(2)(3)(5)については、小田原市情報公開条例第8条第1号に基づく個人の権利利益を害するおそれがあり、同条例第24条第2号に規定する非公開情報の審議に相当するため、非公開とさせていただく。

 なお、本日の傍聴希望者は現時点ではない。

 それでは、議題(1)会長及び職務代理者の選出に入る。会長の選出については、建築基準法第81条の規定により委員の互選となっている。皆さんから何か意見があるか。

黒川委員 以前から会長職に携わり小田原市の建築審査会に精通し、他市においても経験豊富と伺っている加藤委員に会長をお願いしたいと思うが、皆さんいかがか。

(異議なしの声)

都市政策課長 加藤委員をお願いしたいという意見をいただいた。加藤委員、いかがか。

加藤委員 お引き受けする。

都市政策課長 それでは、加藤委員に会長をお願いする。加藤会長、一言ご挨拶をいただきたい。

加藤会長 今期もよろしくをお願いしたい。

都市政策課長 それでは、ここからの議事は小田原市建築審査会条例第5条第1項の規定により、加藤会長をお願いする。

加藤会長 それでは、職務代理者の選出を行う。皆さんから何かご意見はあるか。

(意見なし)

加藤会長 それでは私から指名させていただくがよろしいか。

(異議なしの声)

加藤会長 平成25年度から小田原市建築審査会委員として、また、他市の建築審査会でも委員を務められ、建築審査会の事情に明るい川口委員にお願いしたいと思うが、皆さんいかがか。

(異議なしの声)

加藤会長 川口委員、いかがか。

川口委員 お引き受けする。

加藤会長 それでは川口委員に職務代理者をお願いする。
署名委員については、これまで輪番制であり、本日は八ッ橋委員にお願いする。

ここで、公開情報相当の案件が終わったため、会議を非公開とする。

(会場入り口に「非公開」の掲示)

議題(2)、議題(3)略

加藤会長 ここで、非公開情報の案件が終わったため、会議を公開する。

(会場入り口に「公開」の掲示)

加藤会長 それでは、議題(4)について説明をお願いする。

建築道路相談係長 それでは、議題(4)建築基準法第43条第1項ただし書許可包括同意案件・公開情報相当1件について説明させていただく。

(建築道路相談係主任 別添資料により説明)

- 加藤会長 ただいまの説明について、何か質問はあるか。
- 八ッ橋委員 「行政庁の意見」で、「衛生上支障ない」の評価とは、どういう項目で行うのか。
- 建築指導課長 建築基準法第19条により、敷地は道路より高く、という条件がある。雨水は、暗渠を築造し、雨水管を通り、汚水は下水道本管が敷設され、排水される。宅地としては衛生上問題ない。
- 八ッ橋委員 雨水と汚水を指すということか。
- 建築指導課長 そのとおりである。
- 川口委員 漁港に隣接する商業施設で、客が多く来ると思うが、西湘バイパスの下をくぐり入るのか。
- 都市部副部長 漁港の上は西湘バイパスが通り、その下になる。
- 川口委員 ループしているところがあるが、入るルートと出るルートは分かれているのか。
- 都市部副部長 同じ道路であるが、幅員が十分にあり、すれ違うことができる。
- 建築道路相談係主任 幅員 11.5 メートルである。
- 都市部副部長 特定漁港漁場整備で、県西部漁港が整備し、一部市で、今回、飲食・物販施設を3階建てで建てる。奥に駐車場を整備し、ほかに漁港のほうでも、荷捌き施設や加工施設をつくる。
- 川口委員 それは、申請敷地と違う場所か。
- 都市部副部長 申請敷地の横になる。東側、右側に加工施設、湾に荷捌き施設、沖に蓄養施設となり、獲ってきた魚を絶えず供給できるように整備している。
- 川口委員 人気が出そうな施設である。人が来るシミュレーションはしているのか。

- 都市部副部長 もう少し東京寄りの早川漁港のそばにさかなセンターがあるが、土日は大盛況で、今回の施設ができたならさらに多くの方に来ていただけるものと思われる。シミュレーションとしては、年40～50万人は来るものと想定している。石橋は、伊豆からの帰りで、渋滞する路線であり、議会からも指摘されている。上りは、手前で西湘バイパスに乗ることができるし、旧道もある。
- 八ッ橋委員 車いす利用者用駐車場があるが、建築物のバリアフリーはどうか。
- 建築指導課長 この建物はバリアフリー法対象のため、建築確認申請で確認している。
- 八ッ橋委員 この審議会では特に関係はないのかもしれないが、バリアフリー法と関連しているのか。
- 都市部副部長 ただし書き許可は、建物への許可となる。道路許可は、建物周辺の空地がふさわしいかどうかである。バリアフリー法は、特に関連していない。施設として求められるバリアフリー法、県の福祉のまちづくり条例と事前に協議をすることになる。
- 建築指導課副課長 事前に協議し、適合している。
- 黒川委員 車は開発道路から入るのか。
- 都市部副部長 そのとおりである。港湾道路の一番先、今回の申請敷地の道路の反対側に、県が設ける120台くらいの駐車場がある。
- 黒川委員 敷地の北側か。
- 都市部副部長 そのとおりである。
- 黒川委員 敷地内の駐車場は6メートルしか幅員がないので、奥まで車が入ってきた場合には、詰まってしまう。6メートルであると車が転回できない。
- 都市部副部長 配置図の一番左側の隅が円形となっているが、ここで車が転回できる。

- 黒川委員 敷地の西側は港湾道路か。
隣の荷捌き施設に行くための道路はどこか。
- 都市部副部長 港湾道路である。荷捌き施設へは、手前に港湾道路ができるので、そこからアクセスする。
- 黒川委員 手前にできる港湾道路とループしてつながるのか。
- 都市部副部長 港湾道路としてはつながる。
- 黒川委員 一般車両は行けないということか。
- 都市部副部長 そのとおりである。一般車両は、県が整備する駐車場と、申請敷地内に設けられる駐車場 40 台と合わせて、160 台くらいの駐車場を確保している。駐車場については問題もあるので、オープンに向けて検討していく。
- 黒川委員 国道 135 号線とぶつかるところで、新たに信号を設置するのか。
- 建築道路相談係主任 既に信号処理をしている。
- 加藤会長 開発道路の歩道は、何メートルくらいであるのか。
- 建築指導課長 2メートルくらいである。
- 加藤会長 ほとんど車で来るのか。
- 都市部副部長 そのほか、JR 東海道本線早川駅から、商店街を抜け、トンネルをくぐり歩いて来る。
- 加藤会長 他に意見がないようなので、次に移らせていただく。
ここで、公開情報相当の案件が終わったため、会議を非公開とする。

(会場入り口に「非公開」の掲示)

議題 (5) (略)

加藤会長 事務局から何かあるか。

都市政策課長 今年度の予定について、2点ある。

まず、第66回神奈川県特定行政庁建築審査会連絡会が8月21日(月)午後2時から、秦野市文化会館で開催される。

加藤会長は、今年度においては、幹事市、会長市である秦野市の会長として出席されると伺っている。

委員の出欠については、あらかじめ伺っているが、今後予定が変わる場合には事務局まで連絡をお願いしたい。

2点目、次回の日程については、後日日程調整させていただく。事務局からは以上である。

加藤会長 本日の会議はこれで終了する。

署名

会長 _____

八ッ橋委員 _____